

沿岸域においてトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を採捕する 漁業の再編整備に関する基本方針

4 水管第 1200 号
令和 4 年 8 月 17 日
農林水産事務次官依命通知

1 再編整備の指針

(1) 再編整備の基本的考え方

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群(以下「トラフグ資源」という。)は、府県の区域を越えて回遊し、20 府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網、釣りなど様々な漁法により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかし、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、資源の回復を図るため、資源管理の取組強化が急務となっている。このような現状を踏まえ、トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政、研究機関等により構成されたトラフグ資源管理検討会議において、具体的な資源管理措置を検討し、2027(令和 9)年漁期を目途に、資源量を 2017(平成 29)年資源評価における 2007(平成 19)年から 2016(平成 28)年までの平均資源量である 840 トン程度まで回復する目標が合意された。

近年のトラフグ資源の資源量は 2007(平成 19)年の 1,231 トンをピークに減少傾向にあり、2021(令和 3)年度資源評価では 2020(令和 2)年の資源量は 685 トンに減じているとされている。また、目標とした漁期・資源量(資源管理目標)の達成に向けては、小型魚の再放流、操業期間の自粛・休漁、針数の制限、種苗放流等の従前の取組に加え、漁獲量(2020(令和 2)年 163 トン)を半分程度とすることのほか、資源管理を効果的に進めるために漁獲の多くを占める未成魚(若齢魚)の漁獲抑制等の取組も必要であるとされている。

トラフグ資源は、前述の通り様々な漁法で漁獲されており、他の魚種を目的とした操業を行っている漁業であっても混獲が発生するなど、漁獲量低減のためには相当の困難が伴う。今後、トラフグ資源の回復を確実にして、資源管理目標を達成するためには、資源管理に取り組む漁業者の負担を軽減させ、資源管理の実効性を高めることが必要であることから、相互扶助漁獲支援のための再編整備を実施することとする。

(2) 再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者（以下「対象漁業者」という。）は、沿岸域においてトラフグ資源を採捕する漁業者（トラフグ資源以外の魚種を採捕することを目的として操業した結果、トラフグ資源を採捕した漁業者も含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項に規定する定置漁業権を有する者

イ 法第 60 条第 2 項に規定する共同漁業権又は同条第 7 項に規定する入漁権に基づき漁業を営む権利を有する者

ウ トラフグ資源を採捕することを目的とする漁業についての法第 57 条第 1 項及び第 119 条第 1 項及び第 2 項並びに水産資源保護法（昭和 26 年法律第 312 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が定める規則の規定に基づく許可を有する者

エ トラフグ資源を採捕することを目的とする漁業についての法第 120 条第 1 項又は第 121 条第 1 項の規定に基づく指示に定めるところにより、法第 134 条第 1 項に規定する漁業調整委員会の承認を受けている者

（3）再編整備の実施期間

再編整備の終了年度は 2025（令和 7）年度とする。なお、トラフグ資源管理検討会議において資源管理目標達成に向けた管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

（1）措置の対象漁業者

相互扶助漁獲支援費交付金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすもの（水産庁長官が特に認めるものを含む。）とする。

ア 対象漁業者又は対象漁業者によって構成される漁業者グループであること。

イ トラフグ資源の若齢魚の漁獲抑制のための再放流による相互扶助漁獲支援に係る取組を行っていること。

（2）措置の内容

ア 一般社団法人大日本水産会は、（1）の者に対して、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 第 2969 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、相互扶助漁獲支援費交付金の交付等を行うものとする。

イ 一般社団法人大日本水産会は、申請のあった取組が以下の要件を満たす

ものと認める場合には、実施要領第2の1の(4)の交付決定を行うこととする。

(ア)トラフグ資源管理検討会議において合意した資源管理目標の達成に向けて、小型魚の再放流、操業期間の自粛・休漁、針数の制限、種苗放流等の取組の全部又は一部を実施するものであること。

(イ)トラフグ資源の相互扶助漁獲支援に係る取組を行うことが別紙により確認できること。

ウ 一般社団法人大日本水産会は、申請のあった取組が実施要領第2の2の(2)のア～エを満たすものと認める場合には、当該規定に従い支払を行うこととする。

(3) 相互扶助漁獲支援費交付金の基準

相互扶助漁獲支援費交付金の額は、実施要領第2の1の(2)に規定する別記様式第3号別添の2助成金の額において、交付等要綱第11の2の事業資金として拠出した漁業者等負担分を限度に大日本水産会助成分とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 違反漁業者等に対する取扱い

一般社団法人大日本水産会は、再編整備実施期間中に対象漁業者が以下に該当した場合には、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

ア 漁業に関する法令に違反し、又は交付等要綱若しくは実施要領に基づく指示等に従わなかった場合

イ 再編整備に関して、不正、事務手続の遅延その他不当な行為をした場合

附 則 (令和4年8月17日付け4水管第1200号)

この通知は、令和4年8月17日から施行する。

(別紙)

トラフグ資源の相互扶助漁獲支援に係る取組状況について

漁業者グループ名
代表者氏名

1 通常の操業形態

(注) 通常の操業形態について、対象魚種、操業方法などを具体的に記載すること。

2 トラフグ資源の回復に係る取組

(注1) トラフグ資源の回復のために行っていることについて、特に、合意した資源管理目標の達成に向けて、小型魚の再放流、操業期間の自粛・休漁、針数の制限、種苗放流等の取組について具体的に記載すること。

(注2) 漁業者グループ内で複数の取組を行う場合は、それぞれの取組について記載すること。

3 本事業（相互扶助漁獲支援）で対応が必要な理由

(注) 2に記載した取組では対応ができず、さらに相互扶助漁獲支援を行う必要がある理由を具体的に記載すること。